新	旧
愛媛県企業立地資金貸付基金条例 昭和59年10月16日 条例第28号 （設置） 第１条　発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第２条に規定する発電用施設の周辺地域の住民が通常通勤することができる地域（以下「事業対象地域」という。）における企業立地の促進を図るため、企業立地資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。 （繰替運用） 第７条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 第８条　省略	愛媛県企業立地資金貸付基金条例 昭和59年10月16日 条例第28号 （設置） 第１条　電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和49年政令第340号）第１条第１項第12号に規定する発電用施設の周辺地域の住民が通常通勤することができる地域（以下「事業対象地域」という。）における企業立地の促進を図るため、企業立地資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。 第７条　省略